

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年 9月27日	
【会社名】	株式会社インテリジェント ウェイブ	
【英訳名】	INTELLIGENT WAVE INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井 関 司	
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号	
【電話番号】	03(6222)7111	
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部担当 垣 東 充	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号	
【電話番号】	03(6222)7111	
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理本部担当 垣 東 充	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	120,579,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	174,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、平成29年8月23日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の一層の共有を目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

なお、平成29年9月27日開催の第34期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬として、年額10百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含みません。)の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

さらに、当社は、企業価値の向上のためには、取締役だけでなく、契約社員を含む従業員(以下、「対象従業員」といい、「対象取締役」とあわせて「対象取締役等」と総称します。)も一丸となることが重要と考えており、平成29年9月27日開催の取締役会において、対象取締役に加え、雇用契約にかかわらず、対象従業員に対しても、本制度を導入することを決議しました。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第35期事業年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)の譲渡制限付株式に係る債権として、割当予定先である対象従業員に対して支給された金銭債権を出資財産とする自己株式処分を通して付与されるものです。また、当社は、対象従業員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容としては、対象従業員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

なお、当社は本有価証券届出書の提出日において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与についても決議しております。

< 本割当契約の概要等 >

譲渡制限期間 平成29年12月8日～平成32年12月8日

対象者

当社の対象従業員

譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること。

譲渡制限期間中に、対象従業員が退任又は退職した場合の取り扱い

対象従業員が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式の全てについて退任又は退職の直後の時点をもって当社は当然に無償で取得する。ただし、本割当契約締結時点において、上記のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な理由により退任又は退職することが明らかである場合は、当社の従業員として勤務する期間として合理的に見込まれる期間中、継続して に定める地位にあることを条件として、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式の全てについて譲渡制限を解除する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、(以下、「本自己株式処分」といいます。)金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	174,500株	120,579,500	
一般募集			
計(総発行株式)	174,500株	120,579,500	

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象従業員に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社の第35期～第37期事業年度(平成29年7月1日～平成32年6月30日)の譲渡制限付株式報酬として対象従業員に支給された金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社従業員：349名	174,500株	120,579,500	第35期～第37期事業年度分

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
691		100株	平成29年10月16日 ～平成29年12月7日		平成29年12月8日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象従業員に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第35期～第37期事業年度(平成29年7月1日～平成32年6月30日)の譲渡制限付株式報酬として対象従業員に支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社インテリジェント ウェイブ 経営管理本部	東京都中央区新川一丁目21番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	190,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の一層の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

本自己株式処分は、本制度に基づき、当社の第35期～第37期事業年度(平成29年7月1日～平成32年6月30日)の譲渡制限付株式報酬として、対象従業員に支給された金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成29年8月23日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数260,000株、取得価額の総額130百万円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年8月23日から平成30年8月22日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、平成29年9月27日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により、平成29年9月27日の終値692円で、当社普通株式187,800株(ただし、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります)の買付けの委託を行う旨を決議しております。

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、対象取締役に対しても、本制度に基づき、当社の第35期事業年度(平成29年7月1日～平成30年6月30日)の譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権2,418,500円を出資財産とする自己株式処分3,500株を決議しております。

また、当社は、対象取締役との間で、対象従業員と締結する本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。その概要は以下の通りです。

< 本割当契約の概要等 >

譲渡制限期間 平成29年10月27日～平成32年10月27日

対象者 当社の対象取締役

譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること

譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取り扱い

() 譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

() 解除株式数(いずれも単元株未満株式は切り捨てる)

・当社の第35期定時株主総会開催日以降に退任した場合、本割当株式の全て

・当社の第35期定時株主総会開催日より前に退任した場合は本割当株式の全てについて当社は当然に無償で取得する

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)平成29年9月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年9月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年9月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社インテリジェント ウェイブ 本店

(東京都中央区新川一丁目21番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。